

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	めぐむ保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 めぐむ福祉会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	理事長/園長：岡田 正之	
定員（利用人数）	363 名（270名） ※分園 30名（25名）含む	
事業所所在地	〒 546-0035 大阪府大阪市東住吉区山坂1丁目3番14号	
電話番号	06 - 6629 - 6755	
FAX番号	06 - 6629 - 3292	
ホームページアドレス	http://megumu1-2.jp	
電子メールアドレス	yamasaka@megumu1-2.jp	
事業開始年月日	昭和53年4月1日	
職員・従業員数※	正規 32 名	非正規 25 名
専門職員※	保育士：正規 20名、非正規 18名 栄養士：正規 3名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室（0歳児：2室、1歳児：2室、2歳児：2室、3歳児：3室、4歳児：3室、5歳児：2室） トイレ・沐浴室 20室、調乳室 3室、プレイルーム 1室、調理室 1室、更衣室 4室、倉庫 6室	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

「赤ちゃんから、おとしよりまで」をモットーに、お一人お一人の「普通」にこだわり、保育園では自律性・社会性・協調性を身に付けるように、情熱をもって福祉に取り組み安心して暮らせる地位づくりをめざしております。また、特養くれない総合介護施設と相まって地域福祉の向上に努めます。

【施設・事業所の特徴的な取組】

- ①大規模改修施設メリットによる保育需要に応える。
めぐむ保育園グループは、東住吉区及び平野区において4つの保育園を運営し、質の高い保育をしており、この地域の待機児童の解消に貢献している。
- ・めぐむ保育園（0～5歳児、認可定員333人）
 - ・めぐむ保育園駒川中野分園（0～2歳児、認可定員30人）
 - ・第二めぐむ保育園（0～2歳児、認可定員70人、※ただし、H31.4.1から次の通りになる 0～5歳児、認可定員165人）
 - ・第三めぐむ保育園（0～5歳児、認可定員170人）
- ②特に、音楽・水泳に力を入れている。
- ・めぐむ保育園、第三めぐむ保育園には、当初から温水プールを設置し（第二めぐむ保育園は、隣接する第三めぐむ保育園のプールを利用）、卒園までには、泳ぎをマスターできるようにしている。
 - ・音楽には力を入れ、歌唱・鑑賞に加え、鼓笛は大阪市内でもめぐむ保育園グループのみとなっているほどであるが、5歳児で構成される鼓笛隊は、運動会・生活発表会のみならず、東住吉区民フェスティバル、幼児マーチングバンド全国大会、関西幼児音楽フェスティバルにも出場している。
 - ・その他、英語教育もしている。
- ③情操教育に力を入れている。
- ・送迎、遠足等のバスは、特注のアンパンマン、機関車トーマス・パーシーなどのキャラクターを描いたバスを使用している。
 - ・こうしたキャラクターの遊戯器具を園庭に設置し、また、めぐむ保育園では阪堺電車の実物を展示するなど、園児の屋外遊戯、情操教育に力を入れている。
 - ・ちびっこまつり（夏祭り）、運動会、生活発表会（以上三大イベント）に園を挙げて取り組み、園児の情操向上を図っている。
 - ・年1回、奈良県立馬見丘陵公園、広陵町立かぐや姫竹取公園に園バスで行きます。また、いもほり体験、水族館、動物園などにも行っている。5歳児は1泊保育もしている。
 - ・七夕まつり、クリスマス、ひな祭りなども行う。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	大阪府社会福祉協議会
大阪府認証番号	270002
評価実施期間	平成30年11月27日～平成31年2月26日
評価決定年月日	平成31年2月26日
評価調査者（役割）	0501C060（運営管理委員） 0501C064（専門職委員） （ ） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

昭和53年創立のめぐむ保育園は、高速道路とJRと地下鉄の駅に近いという立地にあります。周囲は比較的静かで、大きな公園があり園児の散歩場所になっています。限られた敷地に建てられた園舎の保育室は、日常の保育を行うには十分な広さがあります。また姉妹園と共に地域の待機児童解消に取り組んでいます。職員間も関係が良く、日ごろの会話等で情報を共有しています。

(注) 判断基準「abc」について

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改訂されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取組水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受審で(a)を得られなくなる可能性もあります。

◆特に評価の高い点

保育園に隣接した土地を取得して、園庭の拡張を進め、子どもたちがのびのびと遊べるよう環境を整えています。

◆改善を求められる点

理念や基本方針に基づき、地域の動向や経営状況を踏まえた中長期計画を策定することが求められます。策定した中長期計画をふまえて、職員の意見を反映し、具体的な事業計画を策定することが求められます。

大阪市や他府県のマニュアルを使用していますが、園の環境、子どもの状況等に合わせた園独自のマニュアル(保育の標準的実施方法を始め、危機管理等各種マニュアル)を全職員参画のもとで作成し、研修等の実施により、職員に周知することが求められます。マニュアルは定期的に見直しをすることが求められます。

保育の質の向上のため、職員一人ひとりの自己評価及び園全体の自己評価を定期的に実施し、PDCAサイクルを活かす組織的な仕組み作りが望まれます。また、職員会議、引き継ぎ事項、研修の実施等に関しては、日時・参加者・具体的内容を明確にして、園として記録を整備することが求められます。

現在の保育指針に基づいた保育課程(全体的な計画)を全職員参画のもとで策定することが求められます。また、3歳未満児及び障がい児に関しては、一人ひとりの子どもの発達に応じた個別指導計画を毎月作成することが求められます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園40周年を迎え、初めて第三者評価を受審させていただき、今まで進めてきた保育の確認及び園全体の運営について改めて考えるきっかけになりました。今回の評価結果を真摯に受け止め、改善点や新たな課題にしっかり取り組み、これからも、子ども達・保護者の方々、また、地域福祉のために、職員一同力を合わせてよりよい保育園の運営に努めたいと思います。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	理念、基本方針は法人のパフレット、ホームページに記載しています。職員への周知は会議や朝礼、終礼で行っていますが、記録に残すことが望まれます。	

		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	社会福祉事業状況は把握していますが、地域の福祉計画はありません。保育所が位置する地域での経営環境や課題を分析することが望まれます。	
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	c
(コメント)	経営環境や保育所の問題点を理事会において議論していますが、保育所の問題点など経営課題を職員に周知することが望まれます。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
(コメント)	中・長期計画を策定していませんので、策定することが求められます。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
(コメント)	単年度の事業計画を策定していますが、中長期計画を策定し、それを反映した単年度の事業計画策定が求められます。また、事業計画の実施状況の評価を行えるような内容となるように、数値目標や具体的な成果などを設定することが求められます。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
(コメント)	行事については職員の意見を取り入れて作成しています。事業計画の見直しについては、変更が計画に反映されていません。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
(コメント)	事業計画について保護者にその主な内容を周知していません。事業計画を保護者等に周知し、理解しやすいような取り組みが求められます。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c
(コメント)	保育内容については園長・主任保育士がチェックをしていますが、保育の質の向上に向けて、組織的にPDCAサイクルに基づく取り組みがなされていません。保育の質の向上のための取り組みや自己評価等を、園長・主任保育士だけでなく一般職員も参画した、組織的な取り組みにすることが求められます。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
(コメント)	保育所全体で行う自己評価が未実施です。自己評価を実施して保育所全体の評価・分析を行うことが求められます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	園長は自らの経営管理方針を明らかにし、その役割と責任を広報誌等で表明しています。園長は自らの役割と責任を、職員に周知した記録を残すとともに、その不在時の権限委任についても明記することが望まれます。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	園長は遵守すべき法令等を理解しており、研修会にも参加しています。また遵守すべき法令等の内容を職員にも説明をしています。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	c
(コメント)	園長は、保育の質の現状について実際の保育を見て、課題があれば直接指導をしています。保育の質の向上のため園長と主任保育士で取り組んでいますが、職員からの意見を反映する仕組みがありません。保育の質の向上のため、職員の意見を反映する具体的な取り組みが求められます。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	経営の改善に向け、法人内3園の各園長と法人本部の事務局長が経営会議を行っています。職員会議の場で園長より、無駄な経費の削減について説明をしていますが、業務の実効性の向上に向けて組織内の体制づくりが望まれます。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確認できませんでした。必要な福祉人材の確保と定着等に関して、具体的な計画を確立し、計画に基づいて実施することが望まれます。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	期待する職員像は内定通知に記載し、入職前から職員に周知しています。職員からの意見で時間外保育の人員配置を改善しています。人事基準を明確に定め、職員に周知することが望まれます。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
(コメント)	園長は労務管理に関して責任を持ち、主任保育士は職員の就業状況や意向の把握を行っています。園長は定期的に職員との面談の機会を持ち、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなどの工夫が望まれます。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
(コメント)	職員一人ひとりの目標管理のための仕組みを構築し、育成に向けた取り組みを行うことが求められます。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c
(コメント)	各職員は必要な研修に参加し、その報告を行い他の職員に周知しています。研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行うことが求められます。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	研修に参加する職員は、園長と主任保育士が相談して決めています。OJTでは保護者対応について学び、障がい児については外部研修に参加しています。個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況などをより一層把握することが望まれます。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	実習生等の受け入れマニュアルを整備しています。実習指導者への研修を実施することが望まれます。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	ホームページには法人及び保育園の情報を公開しています。地域へ向けては、広報誌を活用して法人と保育園の取り組みを発信しています。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	内部監査の実施が望まれます。また外部監査を実施し、その結果により、経営改善を実施することが望まれます。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	地区の祭りに園児が参加したり、地域に対して保育園の行事への参加を呼び掛けています。地域との関わり方についての基本的な考え方を明文化することが望まれます。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	ボランティア受け入れマニュアルを整備しており、学校教育への協力も行っています。ボランティアに対する必要な研修、支援を行うことが望まれます。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	c
(コメント)	地域の小学校との連携の中で、進学する園児のことで小学校教諭と区の職員と保育士で情報共有をしています。関係機関との定期的な連絡会等の実施や、東住吉区要保護児童対策地域協議会に参画することが求められます。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	b
(コメント)	地域の保護者や子どもの生活に役立つ講演会等の実施や、地域貢献への取り組みが望まれます。災害時においてはテントなどの物品の貸し出しが決まっています。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
(コメント)	民生委員、児童委員等との定期的な会議がなく、地域住民に対する相談事業も実施されていません。地域の福祉ニーズを把握し、公益的な事業・活動の実施が求められます。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	基本的人権に関して年1回研修を行っています。性差への先入観による固定的な対応をしないように、男女での体操服の色分けを廃止しています。子どもを尊重した保育に関する基本姿勢を、標準的な実施方法に反映し、職員が理解し実践するための取り組みを行うことが望まれます。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	c
(コメント)	プライバシー保護についてのマニュアルを整備し、職員の理解を図ることが求められます。子どもの虐待防止等の権利擁護についてはマニュアルを整備していますが、回覧だけではなく、研修等の実施により職員の理解を図る取り組みが求められます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	見学希望者に対して、資料を基に丁寧に説明を行っており、「保育所等事前見学受付表」に記録しています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	保育の開始に当たっては重要事項説明書を基に、保護者に対して説明を行っています。個別に対応が必要な場合は、時間と場所を改めて行っています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	c
(コメント)	保育所の変更に当たっての引継ぎ文書の整備と、保育所利用終了後の子どもや保護者に対して、その後の相談方法や担当者についての説明文書を作成することが求められます。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	c
(コメント)	保護者に対して利用者満足に関する調査を定期的の実施することが求められます。	

		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
(コメント)	苦情解決の体制について、その仕組みを説明した資料を掲示しています。苦情受付記録簿は用意していますが、苦情対応記録はありません。今後は、意見や苦情の受付及び解決の経緯を適切に記録に残すことが求められます。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	保護者が相談や意見を述べやすいように場所を確保しており、その上で保護者は複数の相談相手や方法を選ぶことができます。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	職員は日々の保育で、保護者が相談や意見を述べやすくするための配慮を行っています。保護者からの相談や意見を受けた際の対応マニュアルの整備が望まれます。また、意見箱の設置、アンケートの実施等により、保護者の意見を積極的に把握する取り組みが望まれます。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	c
(コメント)	リスクマネジメントに関する責任者を明確にして体制を整備することが求められます。また、ヒヤリハットや事故を適切に記録に残し、収集した事例を基にして改善策・再発防止策を検討・実施し、定期的に見直しを行うことが求められます。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	感染症対策については管理体制を整備し、マニュアルも整備しています。定期的に感染症予防や安全確保に関する勉強会を開催することが望まれます。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	災害時の対応体制はマニュアルにより定めていますが、子ども、保護者及び職員の安否確認方法についても定めることが望まれます。食料や備品類等の備蓄については、備蓄リストの作成や管理者を決めての整備が望まれます。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	c
(コメント)	年度の入れ替わりには前担任等より口頭による引継ぎを行っていますが、保育の一定の水準を保つため、標準的な実施方法を園で作成し、適切に文書化することが求められます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
(コメント)	職員の意見を反映して、標準的な実施方法を適切に文書化し、定期的に見直すことが求められます。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	c
(コメント)	指導計画策定の責任者を園長とし、指導計画を作成しています。3歳未満児と障がいのある子どもについて、3か月ごとの個別計画作成になっていますので、毎月作成することが求められます。また、計画作成にあたり、関係職員が参加しての協議によるアセスメントを実施し、記録に残すことが求められます。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	c
(コメント)	計画等書類の変更においては主任を担当としています。指導計画を変更する場合の仕組みを整備し、職員に周知する手順を定めて実行することが求められます。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	c
(コメント)	個別の指導計画が期ごと(3か月)にしか作成されていません。個別の指導計画を毎月作成することが求められます。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	個人情報保護規程に基づき、事務所で記録の保管、保存、廃棄等が行われています。記録の管理について、個人情報保護の観点から教育、研修を行い、記録に残すことが求められます。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 保育課程の編成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	c
(コメント)	保育課程は、当初、各園の園長が集まって作成した後、見直しや改定もなく、新保育指針に対応していません。現在、バージョンアップを考えているとのことですが、職員参画のもとで作成し、定期的に見直しをすることが求められます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
(コメント)	寝具は、個人の布団の場合、2週間に1回持ち帰り、家庭でシーツの洗濯を行い、布団の日光消毒をしてもらっています。リースの場合も同周期です。園で日光消毒はしていません。園児数が多いため、一斉の日光干しが無理でも週の中で曜日をずらして、最終的に全員分を週1回干す等の工夫が望まれます。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	子ども一人ひとりを受容し、家庭環境等の共通理解に向け、月曜日の朝礼や木曜日の終礼で職員間で情報を共有しています。子どもが自ら意欲を持って行動できるような声掛けを心がけています。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	一人ひとりの発達に応じ、食事、排せつ、衣類の着脱等、生活習慣を身に着けられるよう配慮しています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
(コメント)	玩具だけではなく、折り紙、画用紙、はさみを使って自由に遊べるように工夫しています。道を挟んでの園庭にたくさんの大型遊具があり、子どもたちが伸び伸びと遊んでいます。3歳未満児がより、安全に遊べるよう、現在、隣接地に園庭を整備中です。ただ、地域との関係事情もあり、関わりの場や機会を設けることは困難です。	

		評価結果
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	0歳児の保育室は、広々としていて、遊びと睡眠のスペースを分ける環境づくりに配慮されています。突起物にはガードを付けるなど、安全面にも気を付けています。個別指導計画は3か月ごとに作成していますが、一人ひとりの発達過程に応じた保育実践のためにも、毎月作成することが望まれます。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	園庭や近隣の公園へ散歩に行き、探索活動に臨んでいます。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	挨拶を大切にし、基本的な習慣も身につくよう配慮しています。皆で一つの事をやり遂げる喜びや、喧嘩等の時も本人たちでなるべく話し合って解決するよう留意しています。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	c
(コメント)	障がいのある子どもの計画は、3か月ごとの個別支援計画を担当がそれぞれの書き方で作成していますが、園として統一した様式を定めて毎月作成することが求められます。	
A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	早朝は、8時20分に各クラスに行き、夕方は、16時45分より3歳未満児と3歳以上児に分かれ合同保育となります。バス送迎との関係から工夫して時間配分をしています。長時間保育時におやつを提供していますが、献立表等に明記し、保護者に知らせることが望まれます。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
(コメント)	小学校教諭が来園し、一人ひとりの園児について話し合っています。就学前の個人懇談は2月に行っています。子どもが小学校以降の生活について見通しを持てる機会や、保育士と小学校教諭との合同研修等の機会を設けるなど、更に小学校との連携を図ることが望まれます。	

		評価結果
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	b
(コメント)	2歳児まで、睡眠チェックを5分に1回行っています。全職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な知識を周知し、記録に残すことが望めます。また、組織として、子どもの健康管理に関する基本的なマニュアルを整備し、保健に関する計画（保健計画）を作成することが望めます。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
(コメント)	健康診断の結果は児童票に記入し、歯科検診の結果は、歯、口腔検診表に記入し、保護者にその結果を通知しています。保健計画を作成することが望めます。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
(コメント)	アレルギーや慢性疾患等のある子どもに対して、他県のマニュアルを参考に対応していますが、園の状況に合ったマニュアルを作成し、職員に周知することが望めます。数年前にエビペンの研修を区の消防署のもと受けていますが、新しい情報を得るためにも定期的に研修等を行い、記録に残すことが望めます。	
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
(コメント)	食育計画を作成し、評価・見直しをしています。給食内容は、写真にてエントランスに掲示しています。食育計画はありますが、保育士と栄養士が連携して作成し、評価・見直しを定期的に行うことが望めます。	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
(コメント)	週3回の手作りおやつを実施しています。また、季節感のある献立となるよう配慮しています。職員に対して研修の実施等により、衛生管理マニュアルを周知することが望めます。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
(コメント)	0~2歳児は、連絡帳により睡眠、食事、排せつ、その日の様子等について、毎日保護者と情報交換を行っています。3歳以上児は、健康観察カードによって、日々の様子を把握しています。6月に保育参観、就学前に個人懇談はありますが、保育参加はありません。保護者と子どもの成長を共有できるような様々な機会を設けることが望まれます。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
(コメント)	プレイルームを相談室として利用し、環境設定をしています。相談内容を適切に記録することが望まれます。	
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
(コメント)	家庭での虐待等権利侵害を受けている子どもの早期発見、早期対応及び虐待の予防のため、マニュアルを整備し、職員研修を実施し、その記録を残すことが望まれます。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	c
(コメント)	保育士等が、自らの保育実践を振り返るリスト等を作成し、定期的に自己評価を実施することが求められます。保育の改善や専門性の向上に組織的に取り組み、保育所全体の保育の質の向上につなげることを求められます。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる	b
(コメント)	定期的に朝礼や終礼において、子どもとのかかわりあいについて話し合い、就業規則に「平手打ち等暴力」の禁止を明記しています。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	めぐむ保育園を利用中の保護者
調査対象者数	250 世帯
調査方法	アンケート調査

利用者(保護者)への聞き取り等の結果(概要)

めぐむ保育園を現在利用している保護者250世帯を対象に調査を行いました。送迎の時間を利用して保育園から調査票を配付してもらい、回収は評価機関へ直接郵送する形をとり、135世帯から回答がありました。(回答率 54%)

特に満足度の高い項目として

- 「保育園の理念や方針について、園から説明がありましたか」
- 「健康診断の結果について、園から伝えられていますか」
- 「献立表やサンプル表示などで、毎日給食の内容がわかるようになっていませんか」
- 「懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか」

が80%を超える満足度、

- 「入園前に、あなたの都合や要望にあわせた見学を受け入れてくれましたか」
- 「保育園に入園した際に、保育の内容や方法について、説明がありましたか」
- 「園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか」

が70%を超える満足度となっています。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等